市第１３７７号

**資料２－３**

**別紙（依頼文）**

平成２８年５月２３日

各市町村地方分権担当部長　様

大阪府総務部市町村課長

大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づく事務移譲の申出について（通知）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第２の１(２)に規定する事務移譲の申出期間を

下記のとおり定めましたのでお知らせします。

　つきましては、所要の手続について、ご確認の上申出いただきますようお願いいたし

ます。

記

１　申出期間

1. 平成２８年６月２０日（月）から同年６月３０日（木）まで
2. 平成２８年８月１日（月）から同年８月１２日（金）まで

※平成２９年度前半に移譲を希望する事務のうち、各市町村で手数料条例や広域連携規約等の市町村議会での議決が別途必要となるもの又は不特定多数の府民を対象とし周知期間を要する事務（旅券発給事務に係る窓口対応業務等）については、「申出期間（１）」に必ず申出をしてください。

２　提出書類　　知事に対する申出（要綱様式第１号及び別紙その１）

３　提出部数　　１部